

土岐市制70周年記念事業
団体等主催事業補助金
【第2弾】

応募の手引き



土岐市制70周年

【受付・問合せ】

土岐市制70周年記念事業プロジェクトチーム事務局
(市長公室政策推進課内)

〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101

電話：54-1111 (内線514)

目 次

1 団体等主催事業補助金の概要	1
2 対象となる団体	1
3 対象となる事業	1
4 補助金額	2
5 補助対象経費	3
6 応募方法について	3
7 審査方法	4
8 審査結果の通知	4
9 変更の申請が必要な場合について	4
10 実績報告・補助金の額の確定	5
11 補助金の支払い	5
12 その他の注意事項	5
13 応募から事業終了までの流れ	6
14 お問い合わせ先	7
15 様式集	8

1 団体等主催事業補助金の概要

令和7年2月1日、土岐市は市制施行70周年を迎えました。

これまでの70年に感謝するとともに、これからの本市の発展を見据えて、土岐市制70周年記念事業を実施していきます。

そこで、市民の皆様が市制70周年を盛り上げるために自ら企画し、実施する事業の提案をこの度追加募集します。認定された事業につきましては、補助金の交付による支援を行います。

※ただし、予算が成立しなかった場合は、補助金の交付は行いません。

2 対象となる団体

5人以上で構成する団体（市民活動団体、NPO法人、企業及び任意団体等）

※ただし、次のいずれかに該当する団体は、対象となりません。

- ・宗教活動、政治活動又は選挙活動を行う団体
- ・暴力団員等が構成員に含まれる団体

3 対象となる事業

（1）次の項目全てを満たす事業とします。

- ①市制70周年記念事業基本方針の基本理念を踏まえ、市制70周年を盛り上げることを目的として賑わいを創出する事業
- ②市制70周年を機に新たに企画して実施する事業又は既存の事業を拡充して実施する事業
- ③令和7年2月1日から令和8年1月31日までの間に実施する事業
- ④土岐市内で実施し、幅広く市民を対象とする事業

（2）次のいずれかに該当する事業は、対象となりません。

- ①土岐市の信用又は品位を害し、又は害するおそれのある事業
- ②法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのある事業
- ③特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又は使用するおそれのある事業
- ④営利を主たる目的として実施する事業
- ⑤国、地方公共団体（土岐市を含む）又はその他これらに準ずる団体から補助金を受けている事業

4 補助金額

(1) 補助金総額

総額 135 万円の範囲内とします。

(2) 1 事業当たりの補助金額

補助金額は、補助対象経費の 10 分の 9 とします。（ただし、事業の経費の総額（総事業費）から事業の実施に伴う収入を差し引いた額を超えないものとします。）

千円未満の端数は切り捨てます。

補助金額は 45 万円を上限とします。

【例】

① 総事業費 50 万円、補助対象経費 40 万円

補助対象経費 40 万円	補助対象外 10 万円
--------------	-------------

補助対象経費 40 万円 $\times 9 / 10 = 36$ 万円

⇒ 補助金額は最大 36 万円

② 総事業費 60 万円、補助対象経費 60 万円

補助対象経費 60 万円

補助対象経費 60 万円 $\times 9 / 10 = 54$ 万円

⇒ 上限額を超えるため、補助金額は最大 45 万円

③ 総事業費 50 万円、補助対象経費 40 万円、事業実施に伴う収入 20 万円

補助対象経費 40 万円	補助対象外 10 万円
事業実施に伴う収入 20 万円	

補助対象経費 40 万円 $\times 9 / 10 = 36$ 万円

⇒ 総事業費から収入を差し引いた額の範囲内となるため、

補助金額は最大 30 万円（総事業費 50 万円－事業実施に伴う収入 20 万円）

(3) 補助金額の調整

支援する事業が多数となった場合、補助額の減額調整を行います。

それぞれの事業について、(2) で算出される最大補助金額に応じて補助金総額である 135 万円を按分した額を補助額とします。

千円未満の端数は切り捨てます。

5 補助対象経費

(1) 対象となる経費

事業の実施に直接必要となる次の経費とします。

費目	内容
報償費	講師、出演者等（団体等の構成員を除く。）への謝礼等
旅費	講師、出演者等（団体等の構成員を除く。）の交通費及び宿泊費
消耗品費	事業実施に必要な文具、日用品や材料費
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成に係る印刷製本費
燃料費	事業実施に係る燃料費
通信運搬費	事業実施に係る郵送料、配送料
保険料	イベント保険料、傷害保険料等
委託料	専門知識、技術を要する業務等の委託費 （事業自体の委託は対象外）
使用料及び賃借料	会場借上料、各種機材レンタル料
その他	事業実施に必要な上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

(2) 対象とならない経費

- ①団体の運営に係る経費等事業実施に直接関係しない経費
- ②単価 20,000 円以上でその後経常的に使用する物品購入経費
- ③食事代や茶菓子代、飲み物代等の食糧費
- ④領収書等により団体が支払ったことを明確に確認することができない経費
- ⑤その他社会通念上適切でないと認める経費

6 申請方法について

(1) 申請に必要な書類

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書
- ③収支予算書（様式第2号）
- ④団体の概要が分かる書類
- ⑤会員名簿 ※氏名・住所等が記載してあるもの

(2) 提出先・提出方法

土岐市制70周年記念事業プロジェクトチーム事務局（市長公室政策推進課内）

- ・上記提出先に郵送、持参、Web のいずれかにより提出してください。
- ・郵送する場合は、最終日当日消印有効です。
- ・持参する場合は、平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分に提出してください。
- ・Web での提出は以下から提出してください。

<https://logoform.jp/f/PMWSR>

(3) 提出期間

令和 7 年 2 月 10 日（月）～令和 7 年 4 月 4 日（金）

7 審査方法

(1) 採択決定方法

市職員等で構成される審査会により、書類とプレゼンテーションの審査を行い、補助金を交付する事業を決定します。ただし、4.(2)で算出した最大補助金額が 10 万円以下の場合は書類の審査のみとなります。

(2) プレゼンテーション

4 月または 5 月に土岐市役所にて実施を予定しています。詳細は決まり次第、申請団体へお知らせします。

(3) 審査基準

テーマ該当性	・市制 70 周年の記念事業にふさわしいか。 ・市制 70 周年を盛り上げることに寄与するか。
公共性・公益性	・多くの市民が賛同できる事業か。 ・多くの市民が参加できる事業か。
実現性	・事業内容、実施スケジュール、収支計画が実現可能か。
創意工夫	・新しい方法や手段、または独自の発想による取り組みが行われるか。
PR 性	・市制 70 周年を市民に啓発、PR できる内容か。

8 審査結果の通知

審査結果については、6 月までに文書により申請団体に通知します。

9 変更の申請が必要な場合について

補助金の交付の決定を受けた後に事業内容や予算等を大幅に変更する場合は、事前に承認を受ける必要があります。手続きが必要か不明な場合は、事前にご相談ください。

10 実績報告・補助金の額の確定

事業完了後、30日以内に下記の書類を郵送又は持参により提出してください。
内容を審査したうえで補助金の額を確定します。

- ①実績報告書（様式第5号）
- ②事業実施報告書
- ③収支決算書（様式第6号）
- ④事業実施に係る記録写真、資料等
- ⑤補助対象経費に係る領収書等支出を証する書類

11 補助金の支払い

補助金は、補助金の額の確定後、交付請求書（様式第8号）の提出を受けてお支払いします。

ただし、事業の実施に当たり、必要があると認められるときは、概算払交付請求書（様式第9号）により、交付決定額の全部又は一部の額を概算払請求することができます。

その場合、補助金の額の確定を行う際に、実施内容によっては既に交付した補助金の返還を求める場合があります。

12 その他の注意事項

- (1) 応募は、1団体当たり1件のみです。
- (2) 実施する事業が土岐市制70周年記念事業の取組であることを広く市民の皆様に周知するため、事業名に「土岐市制70周年記念」の冠を付けるとともに、記念ロゴマーク・キャッチフレーズも積極的に活用してください。
- (3) 事業終了後、関係書類は5年間保存する必要があります。
- (4) 事業実施に当たっては、適切な予算執行（領収書等の書類の保管）に努めてください。虚偽の申請又は報告、補助金の目的外使用等を行った場合、補助金の交付を取り消します。
- (5) 事業実施に当たっては、活動の記録（写真、チラシ、新聞記事等）を残すようにしてください。
- (6) 事業の進捗状況について、必要に応じて視察や聞き取りをする場合があります。

13 応募から事業終了までの流れ

項目	時期	内容
申請書等の提出	令和7年2月10日から 令和7年4月4日まで	補助金の交付を希望する団体は、期間内に申請書等を提出します。
審査の実施・交付決定	令和7年6月30日までに	市が文書により補助金の交付の決定又は不採択の通知を行います。
事業実施	交付決定の日から 令和8年1月31日まで	補助金の交付の決定を受けた団体は、定められた期間内に事業を実施します。
概算払請求・概算払	必要に応じて	必要に応じて交付決定額の全部又は一部の額の概算払請求ができます。 市は概算払請求に基づき、概算払を行います。
変更申請・変更承認	必要に応じて	団体は、交付決定後に事業内容や予算等に大幅な変更がある場合に変更申請を行います。 市が変更申請を審査し変更承認の可否を決定します。
実績報告書等の提出	事業完了後30日以内	団体は、事業を完了した後、実績報告書等を提出します。
補助額確定	実績報告書の提出から2週間を目途に	実績報告に基づき、補助金の額の確定を行います。概算払をした場合は、実施内容によっては既に交付した補助金の返還を求める場合があります。
交付請求書の提出	速やかに	団体は、市からの補助金の額の確定を受け、交付請求書を提出します。なお、概算払を受けた場合は、その残額の請求となります。
補助金支払	補助金請求書の提出から3週間を目途に	市が団体に対して補助金を支払います。

1 4 お問合せ先

土岐市制70周年記念事業プロジェクトチーム事務局（市長公室政策推進課内）

〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101

電話：54-1111（内線514）

問合せフォーム：<https://logoform.jp/form/n9F9/437759>

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

土岐市長 様

申請者 所在地

団体名
代表者氏名
連絡先

土岐市制 7 0 周年記念団体等主催事業補助金交付申請書

土岐市制 7 0 周年記念団体等主催事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業名

補助対象経費の額 円 (A)

補助金交付申請額 円 (A) × 9/10 【1,000 円未満切り捨て】

（添付書類）

- （1） 事業計画書
- （2） 収支予算書（様式第 2 号）
- （3） 補助対象団体の概要が分かる書類
- （4） 会員名簿
- （5） その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

収支予算書

（1）事業名

（2）収入の部

（単位：円）

科 目	予 算 額	摘 要
合 計		

（3）支出の部

（単位：円）

科 目	予 算 額	摘 要
報 償 費		
旅 費		
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
燃 料 費		
通 信 運 搬 費		
保 険 料		
委 託 料		
使 用 料 及 び 賃 借 料		
そ の 他		
補助対象外経費		
合 計		

（注）摘要欄は可能な限り詳しく記入してください。

様式第3号（第7条関係）

土岐市指令 第 号
年 月 日

様

土岐市長

土岐市制70周年記念団体等主催事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった土岐市制70周年記念団体等事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、土岐市制70周年記念団体等主催事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

事業名

交付決定額 円

（交付条件）

- （1） 補助事業等に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- （2） 補助事業等の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- （3） 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- （4） 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

土岐市長

土岐市制 7 0 周年記念団体等主催事業補助金不採択通知書

年 月 日付けで申請のあった土岐市制 7 0 周年記念団体等事業補助金について、不採択と決定したので、土岐市制 7 0 周年記念団体等主催事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

不採択の理由

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

土岐市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

連絡先

土岐市制 7 0 周年記念団体等主催事業補助金実績報告書

年 月 日付け土岐市指令 第 号により交付決定を受けた土岐市制 7 0 周年記念団体等主催事業補助金に係る事業実績について、土岐市制 7 0 周年記念団体等事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次の書類を添えて報告します。

（添付書類）

- （１） 事業実施報告書
- （２） 収支決算書（様式第 6 号）
- （３） 事業実施に係る記録写真、資料等
- （４） 補助対象経費に係る領収書等支出を証する書類

様式第6号（第9条関係）

収支決算書

（１）事業名

（２）収入の部

（単位：円）

科 目	決 算 額	摘 要
合 計		

（３）支出の部

（単位：円）

科 目	決 算 額	摘 要
報 償 費		
旅 費		
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
燃 料 費		
通 信 運 搬 費		
保 険 料		
委 託 料		
使 用 料 及 び 賃 借 料		
そ の 他		
補助対象外経費		
合 計		

（注）①摘要欄は可能な限り詳しく記入してください。

②必ず領収書等の支出証拠書類を添付してください。

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

様

土岐市長

土岐市制 7 0 周年記念団体等主催事業補助金確定通知書

年 月 日付け土岐市指令 第 号で交付決定した土岐市制 7 0 周年記念団体等主催事業補助金について、下記のとおり確定したので土岐市制 7 0 周年記念団体等主催事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により通知します。

記

事業名

補助金確定額

円

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

土岐市長 様

申請者 所在地

団体名
代表者氏名
連絡先

補助金交付請求書

月 日付け 第 号により交付の確定通知のあった土岐市制 7 0 周年記念団体等主催事業補助金について、土岐市制 7 0 周年記念団体等主催事業補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 事業名
- 2 請求額

円

（ 交付確定額 円 ）

（ 既受領済額 円 ）
- 4 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用農業協同組合	本支店
預金種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

年 月 日

土岐市長 様

申請者 所在地

団体名
代表者氏名
連絡先

補助金概算払交付請求書

月 日付け土岐市指令 第 号により交付の決定通知のあった土岐市制 7 0 周年記念団体等主催事業補助金について、土岐市制 7 0 周年記念団体等主催事業補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり概算払請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 請求額 円
- 3 概算払を必要とする理由

4 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用農業協同組合	本 支 店
預 金 種 別	普通 ・ 当座	
口 座 番 号		
フリガナ		
口座名義人		

参考様式（第6条関係）

事業計画書

事業名		
事業の目的（取り組み うと思ったきっかけや 実施の目的）及び概要		
事業内容	実施場所	
	実施日 (期間)	
	具体的内容	
事業実施スケジュール		

参考様式（第6条関係）

実施団体概要書

フリガナ				
団体名				
設立年月日	年 月 日			
フリガナ			役 職	
代表者				
会員数				
活動内容				
担当者先 連絡先	氏 名		所 属	
	電 話		F A X	
	E-mail			

※団体の会員名簿（氏名・住所等が記載してあるもの）を添付すること。

参考様式（第9条関係）

事業実施報告書

事業名		
実施内容	実施場所	
	実施日 (期間)	
	具体的内容	
	実施効果	